

○自然環境保全地域特別地区の木竹の伐採の方法及びその限度

(昭和 55 年 11 月 27 日告示第 934 号)

染岳自然環境保全地域染岳特別地区に係る熊本県自然環境保全条例(昭和 48 年熊本県条例第 50 号)第 14 条第 3 項に規定する木竹の伐採(同条第 10 項各号に掲げる行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を次のように指定する。

伐採の方法及び限度 択伐(択伐率現在蓄積の 30 パーセント以内)によるものとする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著るしい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐(1 伐区の面積 2 ヘクタール以内、伐区はつとめて分散させる。)を行うことができる。

なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著るしい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第 22 条の 4 に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05 ヘクタール未満とすること。)を行うことができる。

---

昭和 55 年 11 月 27 日

告示第 936 号

大川自然環境保全地域大川特別地区に係る熊本県自然環境保全条例(昭和 48 年熊本県条例第 50 号)第 14 条第 3 項に規定する木竹の伐採(同条第 10 項各号に掲げる行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を次のように指定する。

伐採の方法及び限度 禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著るしい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐(択伐率現在蓄積の 10 パーセント以内)を行うことができる。

なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著るしい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第 22 条の 4 に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05 ヘクタール未満とすること。)を行うことができる。

---

昭和 55 年 11 月 27 日

告示第 938 号

大野溪谷周辺自然環境保全地域大野溪谷周辺特例地区に係る熊本県自然環境保全条例

(昭和 48 年熊本県条例第 50 号)第 14 条第 3 項に規定する木竹の伐採(同条第 10 項各号に掲げる行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を次のように指定する。

伐採の方法及び限度 択伐(択伐率現在蓄積の 30 パーセント以内)によるものとする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著るしい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐(1 伐区の面積 2 ヘクタール以内、伐区はつとめて分散させる。)を行うことができる。

なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著るしい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第 22 条の 4 に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05 ヘクタール未満とすること。)を行うことができる。

---

昭和 55 年 11 月 27 日

告示第 944 号

男鹿野自然環境保全地域男鹿野特別地区に係る熊本県自然環境保全条例(昭和 48 年熊本県条例第 50 号)第 14 条第 3 項に規定する木竹の伐採(同条第 10 項各号に掲げる行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を次のように指定する。

伐採の方法及び限度 択伐(択伐率現在蓄積の 30 パーセント以内)によるものとする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著るしい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐(1 伐区の面積 2 ヘクタール以内、伐区はつとめて分散させる。)を行うことができる。

なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著るしい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則(昭和 36 年農林省令第 54 号)第 22 条の 4 に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05 ヘクタール未満とすること。)を行うことができる。